

助成金申請書類作成の手引き

令和 7 年 4 月

電動バイクの普及促進事業

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル10階西オフィス

TEL：03-5990-5068

ホームページ：

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
1.4 昨年度との主な変更点	4
2 助成内容	5
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	5
2.2 助成対象電動バイク（交付要綱第4条参照）	5
2.3 交付の条件（交付要綱第9条参照）	8
2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	9
2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）	9
2.6 助成対象車両一覧	10
3 交付申請	13
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	13
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表2参照）	14
3.3 使用状況報告 必要書類一覧	18
3.4 申請方法	19
3.5 申請にあたっての留意事項	19
4 その他	21
4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	21
4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条参照）	21
4.3 交付決定の取消し等（交付要綱第12条参照）	21
4.4 助成金の返還（交付要綱第13条から16条まで参照）	21
4.5 処分の制限（交付要綱第17条参照）	22

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

電動バイクの普及促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した電動バイクを当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、移転し、貸し付けまたは担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象電動バイクの管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

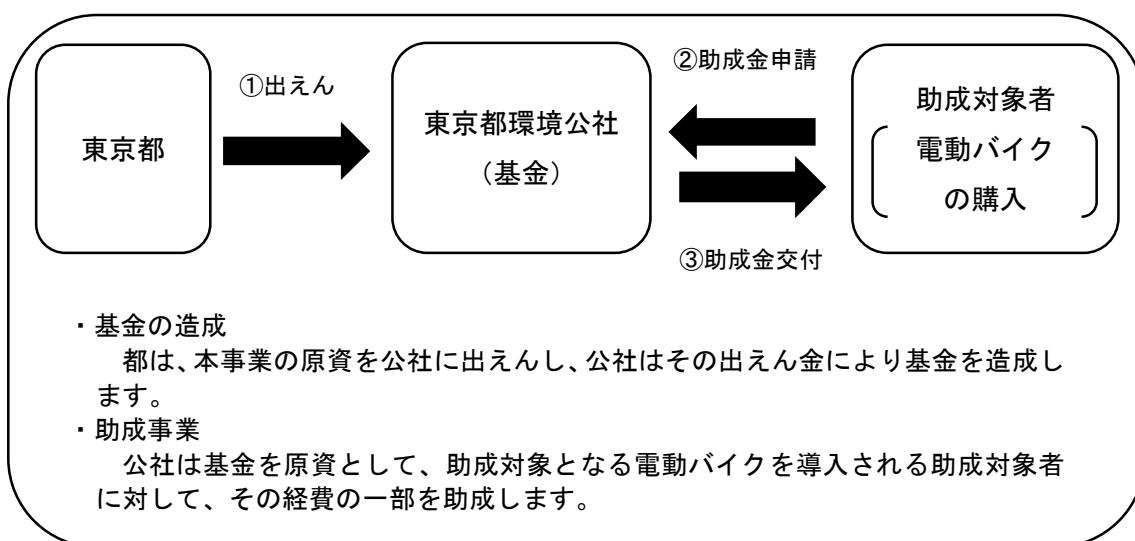
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

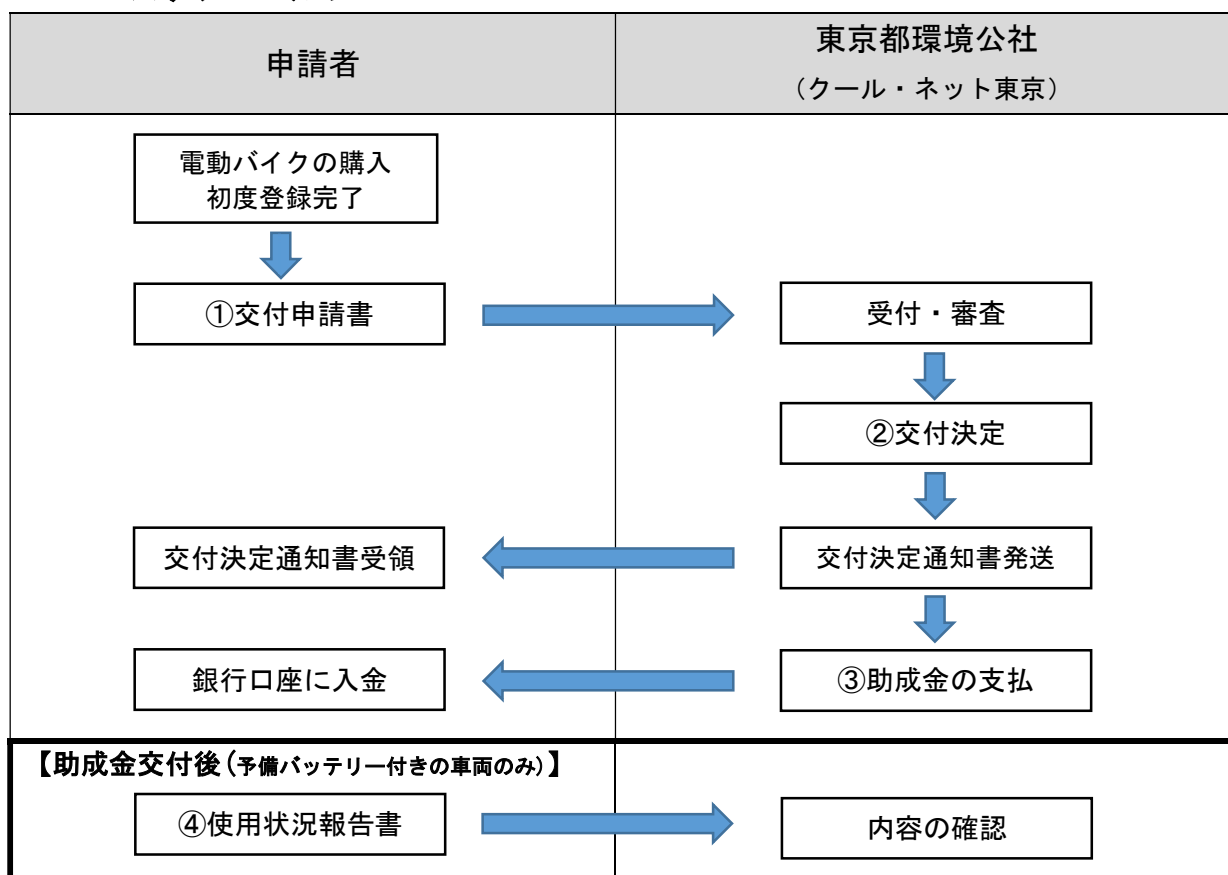
1.1 目的

電動バイクの普及促進事業（以下「本事業」といいます。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が、電動バイクを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、側車付二輪自動車（側車付二輪）及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



※太枠内は初度登録日から3年にわたり毎年実施

- ① 申請者は助成対象電動バイクを購入し、初度登録（新車購入後に初めて発行される標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の交付をいいます。以下同じ。）を完了してから申請してください。

本事業で申請する電動バイクと充電器が別売りの場合、令和7年度から開始した**専用充電器の購入やバッテリーシェアリングサービスの基本料金の助成**を利用できます！本事業の交付申請と、「電動バイク充電環境促進事業」の交付申請は**同時**に行う必要があります。（令和7年度初度登録の電動バイクのみ申請可能。詳細は**電動バイク充電環境促進事業の手引き**をご確認ください）。

- ② クール・ネット東京は申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で、本助成金の交付を決定し交付決定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。
- ④ 交付決定車両が交換式のバッテリーを搭載できる車両で、かつ予備バッテリー付きの車両である場合は、交付決定後、初度登録日から3年間は助成対象車両の使用状況等について、毎年公社に報告してください（詳細は「2.3 交付の条件」参照）。

<注意事項>

電動バイクを購入される際には事前に本助成金の助成対象車両に該当するか、ご確認をお願いいたします（2.2 助成対象電動バイク及び2.6 助成金額参照）。

1.4 昨年度との主な変更点

令和6年度 (R6.4.1 から R7.3.31 初度登録の車両)	令和7年度 (R7.4.1 以降初度登録の車両)
複数台申請について (詳細は3.4 申請方法参照)	
・オンラインで複数台申請はできません 令和6年度に初度登録された車両の申請においては、オンラインで複数台の申請はできません。複数台の申請をされる際はオンライン申請にて複数回ご申請いただくか、郵送での紙様式申請でまとめてご申請ください。	・法人に限りオンラインで複数台申請が可能です。 法人からの申請かつ、令和7年度以降に初度登録された車両の申請においては、オンラインでの複数台申請を受け付けます。事業 HP に公開されている「オンライン複数台申請用（別紙）.xlsx」に必要事項をご記入の上、申請フォームに添付してください。
電動バイク充電環境促進事業について (詳細は 3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）)	
・なし	本事業で申請する電動バイクと充電器が別売りの場合、令和7年度から開始した専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービスの基本料金の助成を利用できます。 利用する場合は、「電動バイク充電環境促進事業」へ同時申請が必要です。 ※必ず同時に申請してください。 個別での申請はいかなる理由であっても受け付けません。 電動バイク充電環境促進事業の詳細はこちら https://www.tokyo-co2down.jp/bike-battery

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件

種別	要件（申請日時点）
①個人	・助成対象車両を購入又はリース契約により導入していること ・都内に居住していること（住民票を有すること） ・下記②の個人事業主でないこと ※都内在住期間の要件はありません。
②個人事業主	・助成対象車両を購入又はリース契約により導入していること ・個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること
③法人	・助成対象車両を購入又はリース契約により導入していること ・法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること。
④その他団体	法人格を有しない団体も含まれます。 ※ご申請の際はクールネット東京にご相談ください。

（2）助成対象者の除外要件

以下の者は助成対象になりません。

- ・国または地方公共団体
- ・税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象電動バイク（交付要綱第4条参照）

＜要件＞

- ・令和8年（2026年）3月31日までに初度登録された電動バイクであること。
- ・初度登録された日に、CEV補助金（※1）の「側車付二輪自動車・原動機付自転車」または「ミニカー」（※2）の区分の対象車両になっていること。

CEV補助金の対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）のホームページでご確認ください。

※1 CEV補助金：経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

※2 ミニカー：第一種原動機付自転車で3輪以上の車

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

CEV補助金（車両）のご案内

<https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html#guide>

- ・ 新車であること（中古車、新古車は対象外）。
- ・ 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了していること。
 - ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
 - ④ 導入方法がリースの場合は、助成対象者とリース会社がリース料金の支払いについて契約を締結していること。
- ・ 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること。
- ・ 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものでないこと。
- ・ 助成対象者の自社製品若しくは関係会社から調達したもの及び助成対象者が役員として所属する法人の製品ではないこと。

標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の記載について、以下の表の要件を初度登録された日から継続して満たすこと。

標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の記載事項	通常の購入の場合	リース契約の場合	割賦販売※で購入する場合
所有者又は納税義務者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	使用者の名義	助成対象者と同一名義
定置場又は使用の本拠の位置	都内	都内	都内

- ・ 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。
C E V補助金や区市町村で別途実施している助成金等との併用も可能ですが、本助成金と他に受ける助成金の額を合算することで助成対象経費を超える場合は、助成対象経費から他に受ける助成金の額を減じます。（他の補助金との併用に関して、他の補助金事業において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。）
※本助成金においては、車両以外の装置に対する都の助成金の受給については、制限はありません。

2.3 交付の条件（交付要綱第9条参照）

交換式のバッテリーを搭載できる車両で、かつ予備バッテリー付きの車両を申請する場合は、下記の条件をすべて満たす必要があります。（対象車両は「2.6 助成対象車両一覧」にて★印が付いているもの。）

① 初度登録日から3年間（処分制限期間）で、公社が定める使用量 16,000km 以上走行すること。（目安：15km/日）

※ 使用量はバッテリーの充放電サイクルや対象車両の航続距離等を鑑みて算出しています。

※ 申請時点で上記使用量以上の走行見込みがない場合は、予備バッテリー付きの車両の申請はできません。

② 交付決定後、交付決定車両の使用状況等について、初度登録日から3年間にわたり毎年使用状況報告書及び助成対象車両の総走行距離がわかる写真を公社に提出し報告すること。なお、総走行距離は、初度登録した日（または基準日）から翌年以降の基準日の前日までに走行した距離とし、使用状況報告書等の提出期限は毎年の基準日の属する月の翌月末までとする。

上記条件①②の履行ができなかった場合には、公社が認めた場合を除き、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

【使用状況報告書の提出イメージ（例）】

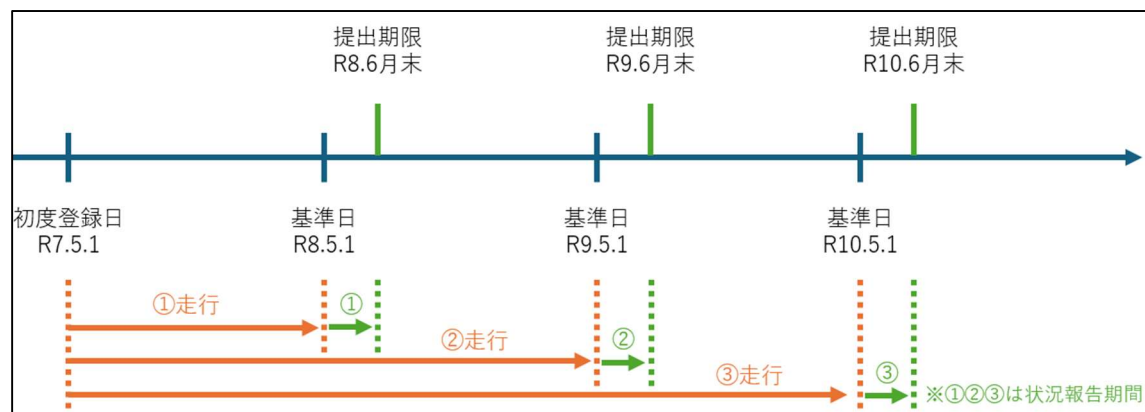
例）令和7年5月1日に初度登録をした場合

《総走行距離測定 of 基準日／提出期限》

①令和8年5月1日／令和8年6月末

②令和9年5月1日／令和9年6月末

③令和10年5月1日／令和10年6月末



2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、電動バイクの本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とします。

なお、上記の経費においては千円未満を切り捨てた額とします。

- ※ ミニカー及び交換式のバッテリーなしで販売される車両については、別途、助成金額を定めます。
- ※ 2.6 助成対象車両一覧で「*」のついた、バッテリーと車両がパッケージとなった車種については、交換用バッテリーの費用も車両購入費に含みます。
- ※ 助成の対象は車両のみの価格です（オプション等の諸費用は含みません。）。
- ※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金の交付額は、車両価格（C E V補助金交付規程別表1で定める定価をいう。）から、当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格（C E V補助金交付規程に基づき基礎額として算定される額）及びC E V補助金の助成金額を減じた額とします。なお、48万円を上限とします。

ただし、本助成金と他に受ける助成金の額を合算することで助成対象経費を超える場合は、助成対象経費から他に受ける助成金の額を減じた額とします。

2.6 助成対象車両一覧

令和7年4月1日現在の助成対象電動バイク及び助成金額は以下のとおりです。

メーカー	種別	車名	型式	車両価格	R6. R7 年度初 度登録車両助 成金額	初度登録 要件
E ・ モ ト ー パ ン ス	側 車 付 二 輪	Bange	不明	108 万	27.7 万	
		Bange-R		132 万	27.7 万	
		Bange-P		105 万	27.7 万	
		Bange-F		102 万	27.7 万	
日 本 エ レ ク ト ラ イ ク	側 車 付 二 輪	エレクトライク マヒンドラ TREO ZOR PU	不明	140 万	48 万	
		エレクトライク マヒンドラ TREO ZOR FB		140 万	48 万	
		エレクトライク マヒンドラ TREO ZOR DV		140 万	47.9 万	
a a	原 付 一 種	AA-Cargo α 4	ZAD-AA45	79.8 万	18.2 万	
		aidea AA-wiz α	ZAD-CF45	53 万	25 万	
		aidea AA-wiz PRO α		54 万	25 万	
		aidea AA-wiz PRO JP α		54 万	25 万	
	二 種 原 付	AA-Cargo β 8	ZAD-AA86	99.8 万	30.2 万	
ホ ン ダ	原 付 一 種	BENLY e: I *1	ZAD-EF07	52.8 万	25.8 万	
		BENLY e: I *2 ★		72.6 万	45.6 万	
		BENLY e: I プロ *1	ZAD-EF08	53.8 万	25.8 万	
		BENLY e: I プロ *2 ★		73.6 万	45.6 万	
		BENLY e: I プロ 2 *1	ZAD-EF09	53.8 万	25.8 万	
		BENLY e: I プロ 2 *2 ★		73.6 万	45.6 万	
		GYRO e: *1	ZAD-EF13	69.8 万	28.5 万	
		GYRO e: *2 ★		89.6 万	48 万	
		GYRO CANOPY e: *1	ZAD-EF14	84.8 万	28.2 万	
		GYRO CANOPY e: *2 ★		104.6 万	48 万	
		EM1 e: *3	ZAD-EF16	24.1 万	3.6 万	
		EM1 e: *4 ★		34 万	11.5 万	

メーカー	種別	車名	型式	車両価格	R6. R7 年度初 度登録車両助 成金額	初度登録 要件
	原付二種	BENLY e: II * ¹	ZAD-EF10	52.8 万	21 万	
		BENLY e: II * ² ★		72.6 万	36.8 万	
		BENLY e: II プロ * ¹	ZAD-EF11	53.8 万	20.7 万	
		BENLY e: II プロ * ² ★		73.6 万	36.5 万	
		BENLY e: II プロ 2 * ¹	ZAD-EF12	53.8 万	20.7 万	
		BENLY e: II プロ 2 * ² ★		73.6 万	36.5 万	
スズキ	原付一種	e-Let's	ZAD-CZ81A	29.8 万	12.3 万	
		e-Let'sW		37.8 万	18.4 万	
ヤマハ	原付一種	EC-03	ZAD-SY06J	24 万	10.2 万	
		E-Vino (車台番号:004081 以降)	ZAD-SY11J	28.6 万	9.3 万	
		E-Vino	ZAD-SY11J	23.6 万	8 万	
カワサキ	原付二種	Ninja e-1	ZAD-NX011A	97 万	46 万	
		Z e-1		92 万	46 万	
プロト	原付一種	PEV600	ZAD-PEV11	19.8 万	6.5 万	2024/5/30 以降

*¹印は、MPP e:セット【バッテリー合計 2 個】

*²印は、予備バッテリー 2 個セット MPP e:セット【バッテリー合計 4 個】

*³印は、MPP e:バッテリー 1 個

*⁴印は、MPP e:バッテリー 1 個＋予備バッテリー 1 個【バッテリー合計 2 個】

★ 使用状況報告書の提出及び公社が定める走行距離以上の使用が必要。（詳細は「2.3 交付の条件」で確認してください）

<ミニカー>

メーカー	種別	車名	型式	車両価格	R6. R7 年度 初度登録車両 助成金額	初度登録 要件
トヨタ	ミニカー	C+pod	ZAD-RMV11	約 157.3 万	48 万	
トヨタ車体	ミニカー	コムス B・COM ベーシック	ZAD-TAK30-BS	72.7 万	23.7 万	
		コムス B・COM デッキ	ZAD-TAK30-KS	85.5 万	31.4 万	
		コムス B・COM デリバリー	ZAD-TAK30-DS	89.5 万	33.9 万	
		コムス P・COM	ZAD-TAK30-PD	87.3 万	32.5 万	

<交換式のバッテリーなしで販売される車両>

メーカー	種別	車名	型式	バッテリー なしの価格	R6. R7 年度 初度登録車 両助成金額	初度登録 要件
ホンダ (バッテリー交換式車両・ バッテリーなし)	原付一種	BENLY e: I	ZAD-EF07	33 万	21.8 万	
		BENLY e: I プロ	ZAD-EF08	34 万	21.8 万	
		BENLY e: I プロ 2	ZAD-EF09	34 万	21.8 万	
		GYRO e:	ZAD-EF13	50 万	24.5 万	
		GYRO CANOPY e:	ZAD-EF14	65 万	24.2 万	
		EM1 e:	ZAD-EF16	14.2 万	1.6 万	
		BENLY e: II	ZAD-EF10	33 万	17 万	
		BENLY e: II プロ	ZAD-EF11	34 万	16.7 万	
		BENLY e: II プロ 2	ZAD-EF12	34 万	16.7 万	

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

受付期限 令和8年（2026年）3月31日（火） 17:00 必着

本事業による助成金の交付申請は、助成対象電動バイクを購入し、初度登録完了後、助成金交付申請書（第1号様式）、その他の必要な書類（3.2 交付申請必要書類一覧参照）をとりまとめた上で受付期限までにオンライン申請又は郵送により提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

※**初度登録日から1年以内**に申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）

【令和7年度初度登録の電動バイクについて】

本事業で申請する電動バイクと充電器が別売りの場合、令和7年度から開始した専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービスの基本料金に係る助成を利用できます！（※1）

利用するには、本事業の交付申請と、「**電動バイク充電環境促進事業**」の交付申請を同時に行う必要があります（※2）。

本事業の申請期限 （初度登録から1年以内）	いずれか早い期日までに申請を行ってください。 （申請書記入日ではなく、受付日が基準になります）
「電動バイク充電環境促進事業」の申請期限 （専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの契約から1年以内）	

（※1）電動バイクに充電器及び充電ケーブルが付属（標準装備）されている場合は除きます。また、電動バイク1台当たり、専用充電器1台又はバッテリーシェアリングサービス1契約のみが助成の対象となります。

助成額は最大5万円です。

その他の要件等、詳細は**電動バイク充電環境促進事業の手引き**をご確認ください。

（※2）**個別での申請はいかなる理由であっても認められませんのでご注意ください。**

【**郵送の場合**】「電動バイク充電環境促進事業」HPから様式をダウンロードいただき本事業と**同じ封筒**でご郵送ください。

【**オンライン申請の場合**】本事業の交付申請の入力に引き続いて、「電動バイク充電環境促進事業」への申請をご入力ください。

電動バイク充電環境促進事業HP <https://www.tokyo-co2down.jp/bike-battery>

(2) 助成申請可能台数

助成対象電動バイクの購入数の上限はありません。郵送での紙様式申請もしくは、「オンライン複数台申請用（別紙）.xlsx」にご記入の上、申請フォームにデータを添付いただければ、1件の申請で複数台まとめて申請ができます。ただし、オンラインでの複数台申請については法人からの申請に限ります。

(3) 手続代行時における不備の連絡先

申請担当者	連絡方法
交付申請書の、「自動車販売店担当者が手続代行者となることを希望する」欄にチェックを入れた場合	一切の連絡を自動車販売店担当者に連絡します。（※）
上記の欄にチェックを入れなかった場合	一切の連絡を申請者（法人は事務担当者）に連絡します。

（※）手続代行について（交付要綱第7条第5項から第7項まで）

- 5 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象電動バイク等を販売する者等に対して依頼することができる。
- 6 前項の規定による依頼を受けて交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続を、誠意をもって実施するものとする。
- 7 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表2参照）

【申請者：個人・個人事業主（リース以外の場合）】

No.	提出書類	備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・2枚)	第1号様式（EXCEL形式）（PDF形式） ※オンライン申請の場合は申請フォームでの入力
2	誓約書（第2号様式）	第2号様式 ※オンライン申請の場合は申請フォームでの入力
3	★個人の場合 住民票または印鑑証明書 ★個人事業主の場合 東京都の開業届又は納税証明書、又は確定申告 B（控え）	原本またはコピー ・申請日時点で、発行日から 3か月以内のものに限る。 ・住民票はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。 ・個人事業税納税証明書の場合は、完納している直近の事業年度のもの。 ・東京都内の事業所の記載がある登記事項証明書（現在事項全部証明書）でも可（申請日時点で、発行日から3か月以内のものかつ、法務局の印及び発行日のあるもの）

4	購入した電動バイクの代金に係る請求書又は注文書	コピー	・車両本体価格（税別）及び車名・グレードが確認できるもの ・申請者名と販売会社名の記載があること ・宛名は申請者と同一名義であること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、請求書にバッテリー数の記載が必要
5	購入した電動バイクの代金の支払いに係る領収書	コピー	・宛名は申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること ・銀行振込の場合についても領収書を提出すること。（振込先に領収書の発行を依頼し提出してください） ・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。（申込書では不可。契約締結日が明記されているものを提出してください）
6	購入車両の標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証	コピー	・標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明等
7	振込口座が確認できる書類	コピー	・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 - ただし、クレジット一体型のキャッシュカードのコピーは不可 ・当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可 ・定期預金の口座でないこと ・口座名義人は申請者と同じであること
—	（その他公社が必要と認める書類）		（必要に応じて公社から求められた場合に提出）

【申請者：個人・個人事業主（リースの場合）】

No.	提出書類		備考
1	【申請者：個人・個人事業主（リース以外の場合）】のNo.1、2、3、6、7		【申請者：個人・個人事業主（リース以外の場合）】のNo. 1、2、3、6、7を参照
2	リース契約書	コピー	・申請者及び使用者双方の印があるもの - ただし、電子署名等の公社が別に定める方法で署名、捺印されたものについてはこの限りではない

			・リース料金から助成金額が差し引かれていないもの ・リース契約書に申請車両のメーカー名、車名、車台番号の記載があり、申請車両のリース契約書であると特定ができること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、リース契約書にバッテリー数の記載が必要 ・車両のリース契約期間は、処分制限期間以上であること。
3	受領証・物件受取証 ※	コピー	リース契約書に車体番号等の記載がない場合に限る
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：法人（リース以外の場合）】

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・2枚)		第1号様式 (EXCEL 形式) (PDF 形式) ※オンライン申請の場合は申請フォームでの入力
2	誓約書 (第2号様式)		第2号様式 ※オンライン申請の場合は申請フォームでの入力
3	登記事項証明書 (現在事項全部証明書)	原本またはコピー	・申請日時時点で、発行日から 3か月以内 のものに限る。 ・法務局の印及び発行日のあるもの
4	法人都民税納税証明書又は法人設立・設置届出書	原本またはコピー	★ 法人で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要 ・完納している直近の事業年度のもの (※法人事業税は不可) ・窓口は都税事務所
5	購入した電動バイクの代金に係る請求書又は注文書	コピー	・車両本体価格 (税別) 及び 車名・グレード が確認できるもの ・申請者名と販売会社名の記載があること ・宛名は申請者と同一名義であること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、請求書等にバッテリー数の記載が必要
6	購入した電動バイクの代金の支払いに係る領収書	コピー	・宛名は申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。 ・銀行振込の場合についても領収書を提出すること。(振込先に領収書の発行を依頼し、提出) ・車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。(申込書では不可。契約締結日が明記されているものを提出してください)

7	購入車両の標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証	コピー	・標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控え又は標識届出証明書等
8	振込口座が確認できる書類	コピー	・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ただし、クレジット一体型のキャッシュカードのコピーは不可 ・当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可 ・定期預金口座でないこと ・口座名義人は申請者と同じであること
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：法人（リースの場合）】

No.	提出書類	備考
1	【申請者：法人（リース以外の場合）】のNo.1、2、3、4、7、8	【申請者：法人（リース以外の場合）】のNo.1、2、3、4、7、8を参照
2	リース契約書	・申請者及び使用者双方の印があるもの - ただし電子署名等の公社が別に定める方法で署名、捺印されたものについてはこの限りではない ・リース料金から助成金額が差し引かれていないもの ・リース契約書に申請車両のメーカー名、車名、車台番号の記載があり、申請車両のリース契約書であると特定ができること ・バッテリーの個数により助成金額が定められている車両の場合は、リース契約書にバッテリー数の記載が必要 ・車両のリース契約期間は、処分制限期間以上であること。
3	受領証・物件受取証※	リース契約書に車体番号等の記載がない場合に限る
—	(その他公社が必要と認める書類)	(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

※原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

3.3 使用状況報告 必要書類一覧

No.	提出書類	備考
1	使用状況報告書	・ 公社指定の書式
2	助成対象車両の総走行距離がわかる写真	・ 助成対象車両の走行距離計の写真等 ・ 毎年基準日時点の写真を撮影すること。 (やむを得ず基準日以外の撮影になる場合は、事前に公社に相談すること)
—	(その他公社が必要と認める書類)	(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

3.4 申請方法

＜オンライン申請ページ・申請様式のダウンロードページ＞

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike

(1) オンライン申請

① 上記ページの「オンライン申請はこちらから」より申請に進んでください。

② オンライン申請では、以下の点にご留意ください

・個人・個人事業主の場合

一度の申請で複数台の申請はできません。複数台の申請をされる際は、オンライン申請にて複数回ご申請いただくか、郵送での紙様式申請でまとめてご申請ください。

・法人の場合

複数台のご申請をする際は、「オンライン複数台申請用（別紙）.xlsx」に必要事項をご記入の上、オンライン申請フォームに当該 Excel 様式を添付し申請いただくか、郵送での紙申請様式でまとめてご申請ください。

(2) 郵送

◇申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階西オフィス
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）モビリティチーム 宛

- ・ 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・ 郵送の場合は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 封筒の表に、「**電動バイク助成金 申請書類在中**」と赤字記入またはマーカ一等でわかりやすく表記してください。

3.5 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・申請者名および金額の訂正は、二重線見え消しの上、フルネームで記名してください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分または移転（※）している場合は、申請できません。
 - ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取下げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取下げを申し出てください。
 - ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。
- （※）「処分」については、「4.5 処分の制限」を参照ください。

【リース等】

- ・リース契約期間は処分制限期間である3年以上であること。

【その他の留意事項】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。
- ・審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・申請書類について、文字が鮮明に読み取れるものを提出してください。

4 その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部または一部について、第三者に譲渡し、または継承させることは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は認められます。

4.3 交付決定の取消し等（交付要綱第12条参照）

（1）次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、または東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

（2）公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.4 助成金の返還（交付要綱第13条から16条まで参照）

（1）「4.3 交付決定の取消し等」を行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときには、当該助成対象者に対して期限を付けて本助成金の全部または一部の返還を請求するものとします。助成対象者は返還の請求を受けた場合には指定の期限までに当該本助成金を公社へ返還してください。

（2）当該本助成金の返還請求を行った場合には、当該助成対象者に対して、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、返還すべき額につき年10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。

- (3) 公社が指定する期日までに返還金額が納付されない場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 当該助成対象者が(1)から(3)までのいずれかの返還または納付を行った時には、助成金返還報告書(第6号様式)を提出してください。
- ※(1)から(3)までのいずれかの請求を受けて、その全部または一部が納付されない場合、同種の事務または事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止、または当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

4.5 処分・移転の制限(交付要綱第17条参照)

- (1) 購入後、処分制限期間は3年間です。本助成金により取得した財産は、導入後も善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を行ってください。(処分制限期間は初度登録日から起算します。)
- (2) 導入から処分制限期間以内に助成対象電動バイクを処分(目的外に、使用、譲渡、交換、廃棄、貸付、担保等)または移転(都外への住所変更及び使用の本拠の位置が都外になることをいう。)等交付申請時の要件から外れるときは、取得財産処分承認申請書(第7号様式)を提出し、公社の承認を得ることが必要です。財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額を公社に納付しなければなりません。
- ただし、以下の場合は、返納金は発生しません。
- ・助成対象電動バイクが天災等により、走行不能となり抹消処分した場合
 - ・助成対象電動バイクが過失のない事故により、走行不能となり抹消処分した場合
 - ・その他クール・ネット東京が特に認める場合
- (3) 助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(3.2 交付申請必要書類一覧に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から3年間保存してください。

<処分の例>

- ・申請者住所の都外への変更
- ・定置場や使用の本拠の位置を都外へ変更
- ・所有者(納税義務者)の変更(一部例外を除く) など

(参考) 関連ホームページの御案内

○ 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike

関連事業のホームページ

- ・ 電動バイク充電環境促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/bike-battery>

※電動バイクと同時に専用充電器又はバッテリーシェアリングサービスの助成金を申請する場合には、上記 URL から詳細を確認の上、ご申請ください。

- ・ シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

- ・ 燃料電池自動車等の普及促進事業（F C V車両）
- ・ 電気自動車等の普及促進事業（E V・P H E V車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

- ・ F C V・E V・P H E V 外部給電器（外部給電器）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

電動バイクの普及促進事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年4月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル10階西オフィス
TEL：03-5990-5068